戸田中だより『紫雲』

目指す学校像：**幸せを創り出す学校**　学校教育目標：**共創**

令和８年１１月２日　第７号

自分を見つめて

教頭　真島　清貴

保護者の皆様、地域の皆様には、日頃より本校の教育活動に御理解と御支援を賜り、心より感謝申し上げます。先日行われました体育祭におきましては、雨天により２日間に分散しての開催となりましたが、多くの保護者の皆様に御来校いただき、誠にありがとうございました。どの学年の生徒たちも懸命に応援し、競技に全力を尽くすとともに、クラスや団の勝利を目指すだけではなく、体育祭全体を**共**に**創**りあげていこうとする姿が見受けられました。皆様からの温かい拍手と声援は、生徒たちの大きな力となりました。重ねて御礼申し上げます。

さて、2学期も後半へと差し掛かってまいりました。夏休み明けから数多くの学校行事が開催され、生徒の皆さんは様々な経験を積んできたことと思います。

年明けに控える埼玉県の公立高校入試では、報道等でも取り上げられている通り、今年度より全受検生に面接が実施されます。「My Voice（マイボイス）」と呼ばれるこの面接において、生徒の皆さんは何を話そうと思っているでしょうか。

県の説明では、『中学校での学習活動や特別活動、部活動を含む学校生活、そのほか地域での活動などを振り返り、これまでに力を注いだこと、努力をしたこと、高校入学後や将来取り組んでみたいことなどを、自分の言葉で表現する場。』と示されています。続けて、『大切なのは、どんな成果を出したか、ではなく、なぜそのことに取り組んだのか、どんな気持ちで続けてきたのか、そこから何を学び、高校ではどうしていきたいのか。』『それらの経験を、自分自身の視点で振り返り、また、これからについて自分なりに考え、伝えてください。』とされています。

自分が歩んできた軌跡から語れる経験は、一人ひとり異なります。他の人の真似ではなく、自分自身を表現する言葉を探してください。それは何気ない日常の中に潜んでいるかもしれません。毎日をただ機械的に過ごすのか、意思を持って過ごすのかで、得られるものは大きく変わります。生徒の皆さんには、時間に追われるのではなく、今の自分を見つめ直す時間を自ら作っていってほしいと思います。

AIが急速に台頭する現代ですが、皆さん自身の経験や感情は、決してAIに代替できるものではありません。AIに尋ねれば、効率的なやり方や答えのようなものは一瞬で見つかるでしょう。しかし、課題にぶつかって頭を悩ませた時間、仲間と一緒に汗を流して得た喜び、思うようにいかず味わった悔しさといった「生身の体験」こそが、皆さん自身の確かな糧となります。「今日、自分は何に心を動かされたか」「どんなことに失敗し、何を感じたか」自分だけの体験をじっくりと噛みしめる時間は、情報にあふれた現代社会において、自分を見失わずに歩んでいくための大切な道標（みちしるべ）になります。効率やスピードに流されず、自分だけの経験と思索の時間を大切に育んでいってもらえればと思います。

＜１１月行事予定＞

日	曜日	行事予定
1	日	
2	月	
3	火	文化の日
4	水	学校評価開始（～11/20）
5	木	生徒会委員会
6	金	
7	土	
8	日	
9	月	面談期間（３年三者面談、１・２年二者面談）
１０	火	火③④⑤⑥　戸田市小中学校音楽会（3-3 参加）
１１	水	水①②③⑥　４限：１年生薬物乱用防止教室
１２	木	木①②③④
１３	金	金①②③④　テスト期間開始（～11/21）
１４	土	県民の日（学校閉庁日）
１５	日	
１６	月	
１７	火	
１８	水	
１９	木	１・２年 木①②③④ ３年定期テスト④ 国語・社会・体音・技家
２０	金	１・２年 金①②③④＋表彰集会 ３年定期テスト④ 学活・英語・数学・理科＋表彰集会
２１	土	
２２	日	
２３	月	勤労感謝の日
２４	火	
２５	水	
２６	木	
２７	金	
２８	土	
２９	日	
３０	月	

戸田中 Facebook

欠席連絡はこちらへお願いします

欠席・遅刻の連絡は、
Google フォームまたは
電話(442-2627)で。

当日８：２５までにご連絡ください。

＜１２月の主な行事予定＞

3(木) １・２年定期テスト④
4(金) １・２年定期テスト④
9(水) ３年租税教室
10(木) 生徒会委員会
11(金) 特別支援小中合同学習会
14(月) ３年インターネットリテラシー研修会
15(火) 特別支援学級校外学習
３年三者面談１
16(水) ３年三者面談２
17(木) ３年三者面談３
18(金) １・２年生保護者会
＊３年生は実施しません。
21(月) 避難訓練
22(火) 給食最終日
学校保健委員会
23(水) 集会・学活・大掃除
24(木) 終業式
25(金) ～冬季休業日

１１月は「いじめ撲滅強調月間」です

いじめられた子供には心身に深刻な被害が生じることがあります。いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。

埼玉県では、１１月を「いじめ撲滅強調月間」と定め、いじめ問題の根絶に取り組んでいます。いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら一人で悩まず相談してください。

（くわしくは裏面をご覧ください。）